

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

厚生労働大臣 殿

①令和7年1月24日

キウセイ(カ)

(ふりがな)

②届出者氏名

九成株式会社

代表取締役 葛鋒

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-コ-310623
④氏名又は名称 (ふりがな)	キウセイ(カ) 九成株式会社
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒170-0013 電話03(3988)8867 東京都豊島区東池袋一丁目42番14号 28 山本ビル601号
⑥適用開始・変更予定日	2025年 1月 25日
⑦届出・変更届出内容	手数料表
⑧備 考	担当者: 葛鋒 (かほう) 080-3025-7468

受理

-7.1.24

東京労働局

【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 1,000 万円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 1,000 万円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 1,000 万円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-310623

事業所の名称及び所在地

九成株式会社

東京都豊島区東池袋一丁目 42 番 14 号 28 山京ビル 601 号室